

## 柏崎市共聴施設撤去修繕等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地理的又は地形的な条件により地上デジタル放送が良好に受信できない地域（以下「難視聴地域」という。）において、地上デジタル放送を共同で受信するための施設（以下「共聴施設」という。）の撤去又は大規模な修繕を住民の自治組織（以下「共聴組合」という。）が行う場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、難視聴地域において地上デジタル放送を受信するため共聴組合が行う次に掲げる事業とする。

(1) 共聴施設撤去事業 共聴施設のうち、受信アンテナから各利用世帯までの伝送路が全て有線で構成された共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）又は各利用世帯までの引込線に当たる部分が無線によって伝送する施設（以下「無線共聴施設」という。）について、共聴組合の解散に伴い共聴施設を撤去する事業

(2) 共聴施設修繕事業 有線共聴施設又は無線共聴施設について、設備等の耐用年数経過等による大規模な修繕を行う事業であり、その事業を実施しなければ全ての世帯で地上デジタル放送の受信が不可能となる事業

2 前項の規定にかかわらず、日本放送協会と共同で実施する場合については、この事業による補助金の交付対象としないものとする。

(補助率及び補助上限額)

第3条 この事業における補助率及び補助上限額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助率	補助上限額
補助対象経費の3分の2	なし

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第1のとおりとし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)  
は、補助事業の実施前に共聴施設撤去修繕等事業補助金交付申請書  
(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければ  
ならない。ただし、災害等予期しない原因により緊急の撤去又は  
修繕が必要なときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に  
係る書類の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定  
し、交付する場合にあっては共聴施設撤去修繕等事業補助金交付決  
定通知書(別記第2号様式)により、交付しない場合にあっては共  
聴施設撤去修繕等事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)  
により、申請者に通知するものとする。

(補助金の再交付の制限)

第7条 過去にこの補助金の交付を受け、大規模修繕(施設・設備の  
おおむね2分の1以上を対象とするもの)を行った共聴組合は、当  
該交付決定の日から10年以上経過しなければ、この補助金の交付  
を受けることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りで  
ない。

- (1) 別表第1に掲げる施設・設備のうち通常の耐用年数を経過し、  
使用が困難となったものを撤去又は修繕する場合で、かつ、その  
総事業費が20万円以上のとき。
- (2) 組合の解散、組合員の退会により施設・設備が不要となり、撤  
去する場合
- (3) 災害等予期しない原因により撤去又は修繕を要する場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による補助金等の交付の決定通知を受けた者は、  
当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された  
条件に不服があるときは、その通知を受けた日から20日以内に、  
取下書(別記第4号様式)により申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の  
交付の決定はなかったものとみなす。

(補助の条件)

第9条 補助金交付の目的を達成するため、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、次に掲げる場合を除き、共聴施設撤去修繕等事業補助金変更承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出して承認を受けること。

ア 交付決定額に対して補助金所要額が減額となり、その額が交付決定額の20パーセント以内である場合

イ 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

ウ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

エ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に共聴施設撤去修繕等事業中止(廃止)承認申請書(別記第6号様式)を市長に提出して承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金の交付は、当該申請に係る共聴施設の撤去又は修繕工事の完了後とする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、共聴施設の撤去又は修繕工事の完了の日から1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、共聴施設撤去修繕等事業補助金実績報告書(別記第7号様式)を市長に提出するものとする。

(交付額の決定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたとき

は、報告書等の書類の審査及び現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、共聴施設撤去修繕等事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の経理）

第13条 補助事業者は、補助事業の経理についてその収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（財産処分の制限等）

第14条 補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない（総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府、郵政省、自治省令第6号）において規定される耐用年数を経過した場合を除く。）。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（補助金の返還等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 事業が完成しないとき、又は事業の施工方法が不相当と認められるとき。

(2) この要綱に違反したとき。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1（第4条関係）

事業の種別	経費区分	内 容
共聴施設撤去事業	(1)撤去工事費	<p>ア 放送の再送信に必要な次の施設・設備の撤去に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 鉄塔</li> <li>(イ) 局舎</li> <li>(ウ) 外構施設</li> <li>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</li> <li>(オ) 送受信アンテナ</li> <li>(カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）</li> <li>(キ) 伝送用専用線</li> <li>(ク) ケーブル</li> <li>(ケ) 中継増幅装置</li> <li>(コ) 電源設備（予備電源設備を含む。）</li> <li>(サ) 警報装置</li> <li>(シ) 監視装置</li> <li>(ス) 制御装置</li> <li>(セ) 測定器</li> </ul> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設の撤去に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 電柱</li> <li>(イ) 接地線</li> <li>(ウ) 屋外照明施設</li> <li>(エ) マンホール</li> <li>(オ) 空調設備</li> <li>(カ) 監視設備</li> <li>(キ) 航空標識灯設備</li> <li>(ク) 消火設備</li> <li>(ケ) 水道施設</li> <li>(コ) 貯水タンク</li> <li>(サ) ろか器</li> <li>(シ) 洗面・手洗施設</li> <li>(ス) 仮眠施設</li> <li>(セ) モニターテレビ</li> <li>(ソ) 修理工具</li> <li>(タ) 混信対策防止装置</li> <li>(チ) ゴーストキャンセラー</li> <li>(ツ) 中継用固定無線装置</li> <li>(テ) アからツまでに掲げるものに類する施設・設備</li> </ul> <p>ウ 附帯工事費</p>
共聴施設修繕事業	(2)修繕費	<p>ア 前号の施設・設備の修繕に要する経費</p> <p>イ 附帯工事費</p>